# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に 関する事務【令和5年3月31日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南大隅町は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

南大隅町長

### 公表日

令和7年11月7日

[令和6年10月 様式2]

#### 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の支給に関する事務				
	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和 5年度住民税非課税世帯)に対し、1世帯当たり3万円を支給する。				
②事務の概要	(※当該事務は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な事務のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10号の規定における「特定公的給付」に指定された、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の事務である。)				
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)の規定により以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・住民税非課税世帯等に対する支給給要件確認のために必要な情報(税情報)を取得し対象者を特定 する。				
③システムの名称	台帳管理(Excel)、中間サーバ				

#### 2. 特定個人情報ファイル名

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の支給に関するファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

①番号法第9条第1項 別表第一 101項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条

③令和3年年度内閣府・総務省告示第1号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣及び 総務大臣が定める事務を定める告示)第7号

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠		長拠) 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

南大隅町情報公開・個人情報保護担当 請求先 893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問合せ先電話番号 0994-24-3111

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

南大隅町情報公開・個人情報保護担当 連絡先 893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問合せ先電話番号 0994-24-3111

#### 9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年9月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	17年9月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
	りに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書	] ごれまよで日の証本書	3) 基礎項目評価	5書及び重点項目評価書 5書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	-			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	-			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[ 0 ]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを通し	た提供を除く。)	[ 0 ]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1	]接続しない(入手)	[ 〇 ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[  十分である	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[  十分である	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	バー登録や副本登録の 情報又は住所を含む3 為的ミスが発生するリン・特定個人情報を受け、 る保護、確実なマスキン 行う。 ・マイナンバー入りの書か、 ・特定個人情報を含む・ ・廃棄書類に特定個人	D際には、本人から 情報による照会を行 えりに対し、例えばと 渡す際(USBメモリを ング処理等を行うとい はないが、 はない はない はない はない はない はない はない はない はない はない	(一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4元うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人欠のような対策を講じている。 一使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人では、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報を行う。 、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ないか、ダブルチェックを行う。これらの対策を講じていること 策は「十分である」と考えられる。			

9. 監査					
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査				
10. 従業者に対する教育	・啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと	<b>考えられる対策</b> [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月30日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業	-	新様式に伴い、新たに記載	事後	
令和7年9月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新様式に伴い、新たに記載	事後	